

保企第1202号
令和3年4月19日

新型コロナウイルス感染症軽症中等症患者等受入医療機関

両院長様

大阪府新型コロナウイルス感染症対策本部長
大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療体制の確保について（緊急要請）

日頃は本府の健康医療行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、政府より大阪府に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）にもとづき、4月5日から5月5日について「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として指定され、本府においても、感染拡大防止及び医療提供体制の確保に努めてきました。

しかしながら、昨日、新規患者数が過去最高の1,220人に、軽症中等症病床の入院患者が約1,400名に達し運用率が81.3%（4月18日時点）となる等、感染は収束しておりません。このままでは、これまで確保要請している病床を超える入院患者の発生が危惧される状況にあります。

そのため、新型コロナウイルス感染症に関する入院医療体制確保のため、下記のとおり、感染症法第十六条の二（協力の要請等）に基づき要請します。

つきましては、運用可能病床等について、別紙により令和3年4月21日（水）までに、ご回答ください。

記

新型コロナウイルス感染症軽中等症入院患者の受入について、以下のとおり、確実な運用を早急に実施すること。

要請内容

- ・ 軽症中等症病床総数10床以上の運用
（最大計画数（フェーズ4-2）1床及び追加要請病床数9床）
- ・ 休日・夜間においても確実に受入体制を確保すること

※正当な理由なく当該協力の求めに応じなかったときは、同項に定める措置の実施に協力するよう「勧告」を行う場合があります。

【問い合わせ先】

大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課
畑山・中野
電話：06-6944-6028（ダイヤルイン）
E-mail: coronataisaku19@gbox.pref.osaka.lg.jp